



2/25 (金)
0:00～3:00

2月25日(金)午前0時～3時の間の約3分間

119番および消防署への電話回線が一時的に接続できなくなります

N T T西日本が電話交換機をメンテナンスするため、2月25日(金)の午前0時から午前3時のうち約3分間、市内全域においてI P電話を除く固定電話での発着信ができなくなります。

この時間帯は、消防本部への一般電話を含め、I P電話を除く固定電話および携帯電話からの119番がつながりません。

メンテナンスの時間帯に119番通報がつながらない場合は、下記の電話番号へ掛けてください。

070-4205-6529

※この電話番号への通報は、上記の時間以外に対応できません。

※工事内容はN T T西日本のホームページを確認してください。

問 消防本部 (☎0119)

2022年4月1日

成年年齢は、
18歳になります

18
years old

令和4年(2022年)4月1日、民法の改正により、成年年齢が、現行の20歳から18歳へ引き下げられます。その時点で18歳・19歳の方は新成人となり、2004年4月2日以降に生まれた方は、18歳になる誕生日を迎えると新成人になります。つまり、4月から高校3年生になる方は誕生日が来ると新成人です。

成年に達すると何が変わる？

民法が定める成年年齢は「1人で契約することができる」「父母の親権に服さなくなる」という意味があります。これは、一人前の成年として、自らの意思で契約ができるということです。

一方、飲酒や喫煙、公営ギャンブルは、健康面の影響や非行防止、青少年保護の観点から「20歳から」と変わりありません。

成年に達した後、契約する際に注意することは？

未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要とされ、その同意がない契約は原則として取り消すことができます。(未成年者取消権)

成年になると、この「未成年者取消権」はなくなり、契約を結ぶかどうか決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な事業者もいます。契約を結ぶ際は、慎重に行いましょう。

消費者トラブルで困ったときは

契約を結んだ後でも、疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたときには、1人で抱え込まず、早めに、消費生活相談窓口または局番なしの『188』(いやや!)へご相談ください。

問 生活環境課 (内線172)